

蠶絲業統制法に望む

高 坂 應 平

△隈川洞見——愈々御雄健斯界の爲め啓蒙運動に、筆に舌に益々以て縦横無盡の御活躍を諒ながら承つて欣快此の事也と存じます。

啓て貴誌上に何か書けとの仰せ、蠶絲業統制法も既に法律化された今日、法の第三條、第四條に盡きてゐると思ふ、今は實施を俟つのみ。但し、しかく簡単にまゐらぬのが世の中、此の期に臨み、各業者が眞に職域奉公を自覺さへすればスムーズに行くものを、今更、ガリ／＼亡者になつたり、曳かれ者の小唄でブス／＼と文句小言を云うてゐる時では無いことを深く省察して欲しい。

けれども實施に當りては、その謂はんとする處は云ひ、望まんとすることは盡さしめ、公正に、妥當に、適切にこの法律の運営を期し、儲やかに、速やかに蠶絲業統制會社日蠶の創立を急ぐべきで、今更ら下手な長談議は無用と思ふが、以下漫語をぞろあるき程度に申述べん。

△何としても此の法律が實施されるに當り痛感することは、多年業界に於て我が蠶絲業界を救ふの途は全面的統制にあり

と誰しも異存を差し挿むもの無きにも拘らず、愈々となれば、法律化されんとするや、亦實施を眼前に控へながら、我利的となり、自由主義的殘滓にたてこもつて最後の足掻きまで我執に捉はれるといふことが、いかにも人間の本性性を醜くも露呈してゐるかと思ふことに人間的に考へさせられると俱に自を戒めなくてはならぬと思ふ。殊にこの法律の實施の結果は、化ケの皮をはがれ、その歪められたのが禍根となることを知りつゝも、今以て統制法に便乗して最後の最後迄私利を追ひ、又は之を惡用し、適用して業界を惑はせ者のあることは心外の到りと思ふ。而も總本山の農林省がグラついて、はつきりせぬことが益々混亂に陥らしめるといふことは、寔に以て沙汰の限りと謂ひ得る。

此の法律は、現實に即せしめ、何を措いても全國二百萬養蠶農家を基として考ふべきで、一度米國依存を精算し、脱却することを建前として立ち上りし以上は、自らその嚮ふ處、その進む可き途はハッキリしてゐると思ふ。

△更に不可解であり、齒がゆく思ふことは、この御時勢に、

何づれの統制部門に於てもその行き過ぎを難ぜられ、責められるのに、業界の大勢においても、輿論においても、議會の論戦に看るも實に「一貫統制を要望され」不徹底に終つたり、現状維持的になつてはならぬとされ、既に業界各層各階がその態勢、その心構へになりつゝあるにも不拘、此の蠶絲業統制法に限つては、却て本省や官僚やが退嬰的で、行き足り無いと云ふ不思議な現象であつた。それが今政府や本省が起ちおくれとなつて民間側に尻をはたかれつゝあると云ふことが之の實施に當りて一抹の不安があると思ふ。今まで苦き経験と過去とをなめさせられ、官僚統制の悪い部面だけをさらけ出して來た行き方だけは、この蠶絲業統制法には眞平らで眞に業界全面的の總動員さへすれば、各部門々々の眞の使命と、職域とを徹底せしめさへすれば足りるべきを、ア一でも無し、コウでも無しと、しちむづかし考へたり、紙の上だけの統制や理論やをこねまわして愈々混乱に陥らしめ、尠くとも「日蠶」は、かつての日本副蠶絲統制會社の如く春日遅々たりでは弱はる。

△一體官僚の悪い癖と申すか、弊と謂ふか、何をするにしても、紙に書いて見ねば判らぬ、その上で考へる、ペーパーランだけは建てるが借て實行となると五里霧中と云ふことでその間抜けさ加減にはいつも泣かされる。業者や民間は、その體験によりて、先づ頭の裡に描き腕に物を謂はせる、死活

問題と眞劍勝負に立ち上るのに官僚統制の爲めにベツチヤンコにされると云ふことは今までの例であつて、而かも之れが失敗の跡歴然たりと判つたからには、せめてこの蠶絲業統制法だけはかゝる轍は踏みたくないと思ふ。

誰しも我が蠶絲業界が自由放任で、無統制で、一番立ちおくれで、若し此の儘でゆくならば、遂には起つ能はず、救ふ可らずと爲してゐる今日、この統制法が實施せらるゝ現實は業界を明朗化したと云ふもので、過渡期に於ける統制の悉くが殆ど缺陷だらけであり、失敗の跡であつただけに我が蠶絲業が立ちおくれでゐたことが却て前轍を踏まず、一舉に之れを取り戻し建て直すことが業界の爲めには幸であり、欣ぶべきではあるまいか。

△例へば盛に論じられてゐる所有權とか、既得權とか、實績とか云ふ問題についても、舊自由主義的な考へ方や、餘りにも行き過ぎの俗稱！（敢て俗稱と云ふ）新體制的な考へ方からお互に用でも無きことをひがみ合ふと云ふことは現下の我が國に於ては、時局下の非常手段としては、餘りにも悠長すぎ、又我國體制には容れられるべきでないにも拘らず、彼等と論じ、難じ合ふことは、經濟新編成の前進を阻むもので「所有權と云ふものゝ考へ方からしても「所有權は義務が伴ふ、而してその行使に當つては、社會性であり、公益性格を認識せしむる」と云ふ、新日本的新解釋を下さる可きであり、

（15）

是正さるべきであり、延いては凡ての考へ方がこの解釋から發足するならば、やれ赤だの、白だの、黒だのと謂ふ要は無いと思ふ。此の意味において、今の蠶絲業統制法が實効果的に官民共に、眞にこの法律を活用しなければならぬと信ずる。

△此の法律は十六年生絲年度から實施すると云ふことは現前の事實で、しかも全面的にやるべきで、既に法律となつた今日、獨り蠶種部門のみが、夏秋蠶種からむづかしいの、又は統制會社が間に合はぬのと云うて取り残さるべきものでは斷じて無いと思ふ。實實施の當初に於ては、むづかしく考へたり、いやに面倒くさくしたり、官僚式に、獨善的なつたりすることは極力避け得られるだけ避けて、かくむづかしくしてしまふことがそも／＼の間違ひのもとで、やられる方の側の業者や、その下部の養蠶者が一番ひどい目に逢ふのでたまつたものではない。かるが故に實情に即し現在の機構を前進せしめるやうに導き總動員し、その職域に活かして利用し構想するなば、さして難事ではないと信ずる。而してそれだけ業界の各部門は、往生觀念して、心構へも、態勢も出来る筈で、之を徒に不徹底であつたり、實施に憶病であつたり、法的に遷延せしめたりすべきものでないと思ふ。只々「斷」の一字あるのみ。

△それにしても繰り返へして讀ぶが、この法律の實施は尙く

した、養蠶家の安危にかゝる瀬戸際に、蠶絲業統制法實施の時に又しても混亂に陥るが如きことは誠に慎しみ、戒めなくてはならぬと切に希ふ。

更に又心外に堪へん奇怪至極のことは、全養蠶網の全蠶絲業の本締めであり指導の總本山の國の本省の、その「蠶業課」がこの法律を前にして、煮えきらざる態度であり、聞くならくは、此の實行に移すの熱意が缺けてゐると言ふ。若しも之が事實とするならば、「蠶業課」の存在いづこに在りや果して健在なりや。

△尙又此處に不解のことは、前の本省の重要な席にゐた役人くづれが地方に出でて、暗に日蠶統制會社入りをほめめかしたり、統制破りの地下運動を示唆するかの言動をなすが如きは、果して此の人が前の課長であつたり又は現に本省の蠶絲關係の、この法を實施する重要職責に在る人々ですらもその實行を難としてゐる、しかも之れを言外に洩らしてゐるなどと云ふことは以ての外のことだ。

現に本縣に於てもそれに類らされたり、それをいいことにして、時局認識を缺いた業者があり、統制に導きて暗躍又暗躍統制破りの裏街道を潜つてゐる分子もあり、かゝる實狀を何と見るか。亦他府縣には官民共に躍つて鎮府縣的に、地方的に他を締め出しを策しつゝあることは統制法の眞の意義を却て履き違へてゐる實態を何とするか。かゝる徒輩が養蠶家を

まで滿に重點をおくべきであり、爾と云ふものからは、養蠶者に中心をおくことは當然であると思ふ。

例へば、蠶種の申込から、配給は原則的にその養蠶者の屬すべき團體、更らに系統團體に置くべきで、蠶の集荷も之れと同様にやると云ふ風に考へ又實際に即せしめるとしたならば目らその部門々々の職域の歸屬は明白となり、若しも今一時に違ひ兼ねる處がありとするならば、現在の機構をその儘でも亦は如何にして有機的變動かすかと云ふ便法を考へて現實に即せしめて直に實行に移せば足りると思ふ。

殊に蠶絲縣の本縣の如きは、そのやり方によつては實に養蠶家の死活問題であつて、やれ營業生絲だの、組合製絲だの、絲屋だの、種屋だの、區域だのと己ががかつての自由主義的、我利的に相争ふと云ふことは、愚の骨頂で、一番損をするのは、養蠶者と云ふことを深く考へたならば、何としても重點は養蠶者に在り、その屬する團體、系統團體即ち全養聯であり、縣養聯であり、郡養組―各町村養組と云ふことになる。而して之が指導の實權を握ると云ふことは當然過ぎる程當然であり、しかも重責あり、その使命は又大なりと云ふべきである。眞に養聯は、活きた、足が地に着いた活動をなすべき秋に直面せりと思ふ。

△終りに一言せんに、かつての本縣に於ける農保問題の如きいひが合はば斷じて在つてはならぬ、この眞の重大機關に面

迷はせ、業界を不明朗にすると云ふことは時局稍斷じて許るし難く、時局便乗の不能分子は今の中に居るべきであり、デマを一掃すべきである。

今やこの法律を前にして蠶絲業の現前の事實や業界の安定感は何を物語るか、もうこの法律は絶対のものであることを判つてもいい筈だ。何等躊躇すべきでなく前進あるのみ。

(一六・三一五) (筆者全國蠶絲業組合議員、長野縣參事會員)

尾崎學兄

降旗德彌

拜復御見舞御禮申上候
官賜も馬鹿には出来ず

難手術のため入院四十日世間と隔絶致居候

三日見ぬ間の梅花とか申候へ共蠶絲業の相殺の變化も實に驚くに堪えざるものにて昨日迄の外貨獲得増進運動は今日米國依存主義を一擲し自主獨立の基礎確立のため蠶絲業を一貫しての減産の實施となり感慨に不堪もの有之候

されど國難に直面す總ては國策の進む方に順應すべきもの業者奉公の赤心に至つては感激の至りに御座候

と等しく、蠶絲業の重點主義を實行すべき運命が近きものと被存候

重點主義は好むと好まざることを問はず強者の生存と弱者の收退とを意味のものに御座候

國難の前途波瀾しとするならば斯業のため更に一考を要すべしと存候 敬具

